

令和3・4年度 狭山市物品等 競争入札参加資格審査申請書提出要領 【 物品 】

1 参加資格申請要件

令和3・4年度における狭山市が発注する製造の請負（印刷に限る）、物品の買入れ又は物品の売払いに係る競争入札に参加しようとする者は、申請区分に応じた競争入札参加資格の審査を受け、狭山市物品等競争入札参加資格者名簿に登載される必要があります。

ただし、次のいずれかに該当する方は、資格審査を受けることができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第2項の規定により市の指名競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団関係者（狭山市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第3条第2項に規定する暴力団関係者をいう。）である者又はこれらの者と関係が特に認められる者
- (4) 申請する業務に際して、法律上の許可、認可又は登録等を必要とする業務について、それらの登録等を受けていない者

2 参加資格の有効期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 申請書類の提出方法 郵送による提出（※持参による提出はできません）

※封筒の表に「入札参加資格審査申請書在中（物品）」と記入すること

※業務委託・リースも申請する場合は、クリアファイルごとに必要書類が揃っていれば一枚の封筒での郵送可（返信用封筒含む）

- 受付期間及び時間

令和3年11月15日（月）から令和3年12月17日（金）まで

- 送付先

〒350-1380 狭山市役所 総務部 契約検査課 宛

※ 申請書類は、無色の「A4クリアファイル」に順番どおりに入れてください。

4 申請に必要な書類について

※ 添付書類はA4サイズで作成してください。(A4サイズでないものは、A4サイズに縮小又は拡大複写して作成してください。)

※ 提出書類は、下記一覧表に掲げた順番に揃え、クリップなどで束ねてください。ファイルとじ、ホチキス止め等はしないでください。

No.	申請に必要な書類	説明等
①	競争入札参加資格審査申請書 (物品) 様式1 (物品)	<ul style="list-style-type: none"> ・狭山市様式による。 ・申請書には実印 (代表者印) を押印してください。 ・使用印鑑は入札及び見積もり、契約の締結、代金請求及び受領に使用するものです。別紙 “契約関連書類の印鑑について” をご覧ください。 <u>(印鑑証明書の提出は不要です)</u> ・⑧資本金は、法人の場合のみ記入してください。 ・⑪総従業員数には、アルバイト・パート・派遣社員等を含めないでください。 ・⑫法人番号は法人のみ記入してください。 ・⑬メールアドレスは、入札等の指名通知を送信しますので、営業 (入札担当者) などのアドレスを記入してください。 ・受任者 (代理人) の欄は、契約締結権限等を、代理人に委任する場合のみ記入・押印してください。
②	参加を希望する申請業種 様式2 (物品)	<ul style="list-style-type: none"> ・参加を希望する業種コードを記入してください。 <p>※30件まで</p>
③	申請業種情報調書 様式3 (物品)	<ul style="list-style-type: none"> ・狭山市様式による。 ・許可・認可・登録等を必要とする業種については、これを得たことを証する書面 (コピー可) を提出してください。 ・取扱いメーカーについては、できるだけ多く記入してください。
④	営業経歴書 様式4 (物品)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請業種 (大分類) ごとに1枚の営業経歴書を作成してください。 ・契約日が申請日直前2年分の主な実績を記入してください。 ・まだ実績がない場合は、「なし」と記入し提出してください。
⑤	事業所の写真・案内図 様式5 (物品)	<p>※市内業者のみ提出してください。(写真は3カ月以内に撮影したもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・写真は事務所の全景及び事務所内の計2枚。案内図は簡単に記載してください。
⑥	履歴事項全部証明書又は 現在事項全部証明書	<ul style="list-style-type: none"> ※法人のみ対象。 ・申請日前3か月以内に発行されたもので、現状を反映しているものに限り可。コピー可。

⑦	代表者身分（元）証明書	<p>※個人事業者のみ対象。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本籍地の区市町村が発行するもので、申請日前3か月以内に発行されたもの。コピー可。
⑧	財務諸表	<p>【法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（直前2期分） ・様式は任意。 <p>【個人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税確定申告書及び所得税青色申告決算書（直前2年分）
⑨	納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・新設の場合でも必要になります。 ・免税事業者の場合も提出してください。 ・申請日前3か月以内に発行されたもので、現状を反映しているものに限りです。 <p>※納税猶予者は、代わりに「徴収猶予通知書」のコピーを提出</p> <p>【法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税証明書（様式その3の3） ※申告先の税務署で発行 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明。コピー可。 <p>【個人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税証明書（様式その3の2） ※申告先の税務署で発行 「申告所得税」及び「復興特別所得税と消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明。コピー可。
⑩	滞納なし証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・狭山市内に本店・支店・営業所等を有する者及び狭山市内に住所を有する個人業者のみ提出してください。 ・狭山市役所 1階 総合窓口で発行されます。法人の申請の際は、代表者印が必要です。 ・狭山市に事業所を開設してから1事業期間を経てない場合は、法人の設立（設置）・変更等のコピー（受領印のあるもの）又は営業（所在）証明書を提出してください。 ・申請日前3か月以内に発行されたもの。コピー可。 <p>※納税猶予者は、代わりに「徴収猶予許可通知書」のコピーを提出</p>
⑪	代理（販売）店証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・メーカー等の代理店又は特約店となっている場合には、その証明書等を提出してください。コピー可。
⑫	組合員名簿及び役員名簿	<ul style="list-style-type: none"> ・事業協同組合、協業組合、企業組合等で申請する場合に提出してください。 ・申請日現在の名簿を提出してください。様式は任意ですが、役員氏名、役職名、組合員並びにその代表者の氏名を記入してください。

5 申請書提出後の変更等について

入札参加資格審査申請書を提出した後、登録内容の変更等があった場合は、変更等の手続きを行ってください。

(1) 商号や代表者、代理人等の変更について

必要な関係書類を添えて、変更届（狭山市様式）を提出してください。変更届を必要とする申請内容及び必要書類については、狭山市ホームページ内に掲載しています。

(2) 届出事項について

次のいずれかに該当することとなったときは、直ちに関係書類を添えて届け出てください。

- ア 地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第1項の規定に該当する者となったとき。
- イ 法人が解散又は個人事業者の代表者が死亡したとき。
- ウ 営業停止命令を受けたとき。
- エ 営業の休止、再開又は廃止をしたとき。
- オ 金融機関に取引を停止されたとき。

6 入札参加資格の承継について

合併、営業譲渡（個人事業者の法人化を含む。）又は相続により、入札参加資格者から当該営業の一切を承継し、競争入札参加資格を承継しようとするときは営業の一切を承継した日から90日以内に、入札参加資格承継申請書（狭山市様式）に関係書類を添えて申請してください。

7 その他

入札参加資格登録申請書類受領証が必要な場合は、必ず商号又は名称を記入し、切手の貼った返信用封筒を同封してください。どちらか一方がない場合でも返信できませんので、ご注意ください。

8 問い合わせ先

狭山市役所 総務部 契約検査課 TEL : 04-2953-1111（内線 3551）